



ら ぴ い 通 信



平成 27 年 5 月 26 日 第 14 号

編集・発行:岐阜県警察本部交通部交通企画課(058-271-2424内線5035)

自転車運転者講習制度の新設！！

改正道路交通法の施行に伴い

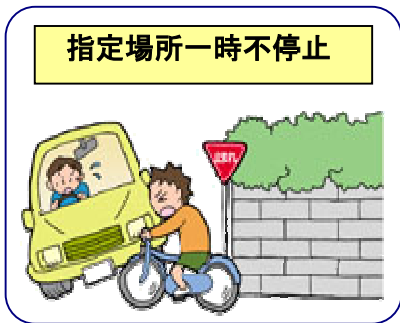
平成27年
6月1日
から

自転車運転中に 危険なルール違反 を繰り返すと

自転車運転者講習

を受けることになります。

自転車運転者講習の対象となる危険行為



- その他の危険行為
- 通行禁止違反
 - 歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)
 - 通行区分違反
 - 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
 - 交差点安全進行義務違反等
 - 交差点優先車妨害等
 - 環状交差点安全進行義務違反等
 - 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度の流れ

※ 受講命令に違反した場合・・・5万円以下の罰金

① 自転車運転者が危険行為をくり返す
● 3年以内に2回以上

② 交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

③ 講習の受講
● 講習時間：3時間
● 講習手数料：5700円
(標準額)